

第1章 法務省による法整備支援



森永太郎氏（法務省法務総合研究所国際協力部長）

1983年法政大学法学部卒業。法律事務所事務員、翻訳業、司法修習生を経て1994年検事任官。福岡を振り出しに全国各地の地検に勤務したほか、法務省法務総合研究所国際協力部教官、JICAベトナム法整備支援プロジェクト長期専門家、佐賀地検次席検事および国連アジア極東犯罪防止研修所次長を歴任。2017年より現職。2007年にベトナム社会主義共和国司法事業記念賞を受賞。

※肩書は、講演当時のもの。

先ほどご紹介いただきました森永です。現在、日本政府の法整備支援の実働部隊である法務省法務総合研究所の国際協力部で部長を務めています。本日はよろしく願いいたします。

今日はCALEから、日本政府がなぜ法整備支援を行うようになったのか、具体的にどのような支援を行っているのか、国際化の中で日本の法曹養成に求められていることは何か、また、アジア各国ではどのような法律家が求められているのか、という4つの話をしてほしいと頼まれました。盛りだくさんのテーマですが、まとめてざっとお話して、あとはディスカッションにつなげたいと考えています。

■日本がなぜ法整備支援を行うようになったか

早速、日本がなぜ法整備支援という活動を行うようになったのかという話から始めます。諸先輩方から私が聞いていることをそのまま申し上げますと、私どもの姉妹機関であるアジア極東犯罪防止研究所 (UNAFEI)、通称アジ研とも言いますが、これを法務省が運営していて、ここでは全世界の国々を対象に刑事法制に関係する人たちの研修を行っています。これも法整備支援だ、ということにすると 1962 年から行っているという話になります。しかし、現在われわれがイメージするような法整備支援がいつから始まっているかという、それはおそらく 1990 年代に入ってからということになるかと思えます。

法整備支援のきっかけは、1991 年のベトナム政府からの要請です。当時、ベトナムが社会主義を基本にしながらも、それまで敷いてきた計画経済体制から市場経済体制に移行しようというところで、さまざまな法律を変えなければならない時代でした。しかし、それがうまくいかないということで日本に支援を求めてきたのです。これが最初であったと私は聞いています。ところが、わが政府の外務省と法務省は、どちらも「何、それ」というような話だったそうです。外務省は「これは法律のことだから、法務省をお願いします」と言い、法務省は「私たちは国内法が専門ですから、外国の法律は扱えません。それは外務省の仕事でしょう」ということで、お互いに押し付け合いをしていました。この消極的権限争いを始めたところで登場されたのが、本日、この会議にも参加されている森寫昭夫先生です。

森寫先生が、1993 年に自費でベトナムへ渡航され、民法の手ほどきをされたと聞いています。それを見て、法務省は放ってはおかず、翌 1994 年に何かしなければならぬということで始めました。これが、裏話と

してですが、法務省にとっての始まりだったと私は聞いています。今ではもう少し法整備支援のことを前向きに言っていると思いますが、当時は本当にこわごわ始めたという感じだったようです。そのような調子でしたが2年間続け、1996年にはJICAが法整備支援の世界では初めてプロジェクトというものを始めることになりました。当時はまだ法務省から人は出していません。武藤司郎弁護士が1人でベトナムに行かれて、プロジェクト事務所を立ち上げ、司法省を相手に、主に民事法系統の支援を始めたのが最初です。

■国際協力部（ICD）の創設

法務省では、当初、大臣官房が法整備支援に対応していました。しかし、とても手に負えないということで、白羽の矢が立ったのが法務総合研究所です。法務総合研究所というところは学生の皆さんにはあまりなじみがないかもしれませんが、端的に言えば、若干の例外はありつつも、検察官、検察事務官、法務省職員などの研修を行う機関です。また、同時に犯罪白書の編集も行っています。そのような業務をしていたことから、法務省総合研究所に法整備支援の仕事が回ってきて、当時は対応する部局がないので総務部が対応していました。その後、総務部が総務企画部と名前を変えて、総務企画部がしばらく対応していましたが、そのうちベトナムのみならずカンボジアやラオスなどいろいろな所から要望が舞い込むようになりました。そこで、その専門部を立ち上げなければ対応できないという話になり、国際協力部（International Cooperation Department : ICD）が立ち上がりました。以上が簡単な経緯で、2001年のことです。

その後、支援対象国が増加して国際協力部が本格的にいろいろなこと

を開始し、JICA（国際協力機構）と共同で行うというスタンスが徐々に出来上がりました。そのため、このようなことを言うと怒られるかもしれませんが、実は、日本の法整備支援は最初から壮大な計画を立て、しっかり戦略を練って損得計算して始めたものでは全くありません。要請が来たから、手伝ってあげないといけないのかなというような、少しやってみようという程度で始めたものです。ですから、当初はおそらくこれほど話が大きくなるとは思っておらず、そもそも法整備支援がどのようなものか想像すらついていませんでした。また怒られるかもしれませんが、当時法務省にいた人たちは「民法を作ることだから、日本の民法を紹介すればよい」といった調子で始め、その後に事の重大さに驚いた、と先輩方から聞いています。

■法整備支援発展の背景

法務省ではこのような様子でしたが、この状況に導いた背景には何があったのかについては、私は分析する器量と気力がないので、若干、手前みそになりますが、私どもの機関紙 ICD NEWS から述べたいと思います。相当昔のものですが、第 3 号（2002 年 5 月発行）に、当時、法務省顧問で法務大臣もされた民事訴訟法の大家である三ヶ月章先生に書いていただいた文章があります。

それによれば、その頃は、一昔前の東西対立や南北格差といった座標軸が大きく揺り動かされた時代であり、全世界共通の法的思考というのが求められるようになり、それが、遅ればせながら日本にも押し寄せてきたのです。この状況が要求したのが、日本人法律家の意識の転換でした。それは、日本の法および日本の法律家に対し、島国的な蝸壺的なあり様の変革を促すのみならず、他面で、日本以外のそれぞれ違った歴

史と社会制度を持つアジアの国々に対しても、グローバルな世界に通用する法の整備の必要を、厳しく迫るようになったのです。つまり、日本に対しては「国内法ですから」と言って閉じこもっている場合ではないという話とともに、アジア諸国に対してもグローバルな法的思考が要求されました。そして、その結果、アジア諸国の一部は、明治時代に同様の経験をした日本のドアをたたくという現象が起きたのではないかと、ということです。要するに、計画的に始まったことではないようですが、その時代の要請があったということは言えるのではないかと思います。

■ICD による法整備支援の対象国

このようにして始まって、紆余曲折ありつつも、いろいろなことを試してみたり、幾度も失敗したり、ぶつかったりしながらも、何となく日本の法整備支援のやり方が徐々に形成され、それが現在の形を作っています。では、現在、具体的に何をしているのかを少しご紹介します。今日お話するのは、このスライドの右側にある、ICD の二国間支援です。左側の UNAFEI は、ほとんど地域を限っていないため、これまで全世界 139 ヶ国ほどから研修に来ていますが、ICD の二国間支援は、近隣諸国、アジアに軸足を置いて活動しています。

古くからの対象国は、ベトナム、カンボジア、ラオスです。その後、モンゴルやウズベキスタンなどが入ってきて、比較的新しい支援対象国がネパールですが、それでもかなり長い期間行っています。東ティモールも 10 年を超えていて、インドネシアも非常に長いです。最近力を入れ始めているのはミャンマーやバングラデシュです。そして、一番新しい支援対象国はスリランカです。スリランカの場合は刑事司法系ですが、ここではしばらく内戦状態があったためにさまざまなことが崩れてしま

い、その立て直しへの協力が要請されました。そこで、最近スリランカの支援を始めています。このような地域的広がりをご理解いただければと思います。

法務省における法制度整備支援の軌跡
 ～ 長年にわたる我が国の実績を日本の強みに ～

○ UNAFEIのマルチ研修等

国連アジア極東犯罪防止研修所
1962年以來 58年の実績

- ・ 刑事分野
- ・ 実務家の人材育成、調査研究等
- ・ 139の国・地域 6,000名超の卒業生 (2020年8月末現在)
- ・ 主な研修
 - 国際研修(犯罪防止・対策/犯罪者処遇)
 - 国際高官セミナー
 - 汚職防止刑事司法支援研修
 - グッドガバナンスに関する地域セミナー



○ ICDの二国間支援等

法務省法務総合研究所国際協力部 (2001年設立)
1994年以來 26年の実績

- ・ 民事訴訟法を中心に幅広い法分野の支援
- ・ 法令起草、運用改善、人材育成支援等
- ・ アジアを中心に10カ国以上
- ・ 主な支援実績
 - 民法起草支援 (ベトナム、カンボジア、ラオス等)
 - 知的財産関係の支援 (インドネシア、ミャンマー等)

ベトナムへの支援25年の歩み

1994年
ベトナムの市場経済化に向け、同国の司法関係者を対象に協定を締結

1996年以降
経験専門家(法曹)を派遣し、民法、民事訴訟法などの憲法法官の研修実施、人材の養成支援等、幅広い活動を展開

現在
ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を視認えたプロジェクトを実施中



UNAFEIの卒業生が高位高官に見送った例

中国 ●最高人民検察院副院長 ●最高人民法務院副院長	韓国 ●次長検事 ●懲罰委員会委員長 ●公判部長検事長
インドネシア ●検察総長府刑事部長	フィリピン ●法務大臣 ●最高検察官 ●検察次官
シンガポール ●最高検察官 ●公判次官 ●懲戒委員会委員長	タイ ●法務大臣 ●最高検察官 ●検察次官
ネパール ●懲戒委員会委員長	スリランカ ●内務省部長 ●労働・社会保険サービス開発委員長
パキスタン ●懲戒委員会委員長	グニア ●検事長
ブラジル ●連邦検察官国際協力部長	コスタリカ ●検事長

●国際刑事裁判官(セル・出身者)

ICDの支援対象国



■ 支援分野

支援の分野として、以前は、民事商事分野はICD、刑事分野はUNAFEIというように分かれていました。お互いの分野を侵食しないのが役所の暗黙のルールといった組織的な理屈で、結構截然と分かれていましたが、今は違います。UNAFEIも、国際研修だけではなく個別の二国間の法整備支援をやっていますし、私どものICDも刑事分野への支援を行っています。多くの場合には共同で行っており、同じ建物に入っているのも、

今この垣根はかなり低くなっています。

伝統的に私たちがやってきたことは、おおむね3つに分かれていると言われています。まずは、基本法令の起草支援です。基本法令は、民法や刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法など、いわゆる六法に属するものです。憲法は少し違いますが、そういった法律の起草支援、つまり法律を作るときの原案を作る支援です。次に、制度整備支援です。皆さんもお分かりになると思いますが、法律はあるだけではしようがないです。使われなければ意味がないので、制定された法令を運用する司法関係機関や行政機関の制度整備支援をします。例えば、民法で不動産売買、不動産取引などの際、登記が必要になりますが、この登記の制度を整備すると、当然ながら登記所が必要になります。そういったものがないとなると、登記所をどのように整備するのかという話になってきますが、このような感じで支援しています。最後に、人材育成支援です。法律を作って制度を作っても、人がいなければしようがないです。それを使える人がいなければならないし、登記官もいなければなりません。裁判官や検察官など、きちんとした能力のある人がいなければ、とうていこの法制度は使えないので、人材育成も非常に大事な柱として行っています。

先ほど、3つに分かれると言いましたが、最近では4本目の柱として、司法アクセス支援というものが加わりつつあります。従来、法務省は役所のため、官側、すなわち国家機関です。法務省を手伝ってくれている最高裁判所も国家機関、JICAも独立行政法人とはいうものの、国の機関だと思って間違いありません。そして、相手も官側です。例えば司法省や検察院、裁判所など、まれに地方機関の場合もあり得るでしょうが、今までほとんどが司法省や裁判所などの国家機関が相手でした。つまり、法整備支援は、かなり多くの部分は官対官で、それゆえ、民間がかかわ

ることは、かなり不得手です。つてもない、情報もないといったところでの弁護士への支援とか、いわゆる Access to Justice—これを司法アクセスと訳すべきかどうかにはまたいろいろな問題があるでしょうが、とりあえず司法アクセスとしておきます—、この司法アクセスの部分、つまり一般市民がその法律を利用する際のその部分については、やはり苦手な部分が多かったです。しかし、最近では、この司法アクセス支援を支援分野に加えつつあります。というのも、法務省は、当時、司法アクセスを苦手としながらも、法テラスを弁護士会などと協力して立ち上げた経験があり、多少のノウハウがあります。そのため、法務省だけではなく、日弁連などの協力が不可欠ですが、司法アクセス支援にも、多少関与できるようになってきています。

今のところ法整備支援というものは技術支援の領域からあまり外に出るべきではないと個人的には思っていますが、実は、法整備支援は完全に非政治的ではあり得ない分野です。ですから、今後、もう少し進んでいけば、政策対話的な部分がどうしても出てきます。そうすると、対象国の国会や政党との接触も出てくるのが考えられます。

■支援手法

法整備支援の手法ですが、これにはいろいろな手法があります。例えば、一番大きな規模で行っているベトナムには、JICA のプロジェクトオフィスが現地にあります。検察官や裁判官、弁護士などが日本から派遣されて、そこに常駐し、先方と日常的に接触をしながら支援をしています。これを長期専門家派遣といいます。現地でいろいろな情報を収集し、いろいろな手伝いをするといった方法です。

また、現地の人に来てもらい日本で研修を受けていただくという方法

もありますし、最近では第三国研修もしています。例えば、タイ王国とタイアップをして、日本に来てもらうのではなく、周辺国の人々にバンコクに集まってもらい、数か国の研修を一緒にやるという方法です。そして、非常に数が多いのは、日本から対象国に出向いて、現地でセミナーやワークショップを開き、いろいろな論点についての議論をしてアドバイスをするというものです。最近ではウェブセミナーをかなり活用していて、さまざまな小さなセミナーやワークショップは、かなりの数をウェブで行っています。

そして、現地の情報は、現地に要求すればもらえるというのであれば全く問題ありませんが、現地の人も知らないことがあります。一緒に行って調査をしなければならないことがあり、そういったこともボリュームのある活動ですが、行っています。

また、法令や教科書を作る際のその原案などに対するコメントは、書面で作成し、相手に渡しています。いわゆる、書面コメントです。

さらに、共同研究とって、ある両国に共通する問題について一緒にその研究をしていくというものですが、一方的に支援するというよりも、お互いにディスカッションの中で新しいものを生み出していくというような方法もあります。

このように、ほとんどがいわゆるソフト支援、知的支援といわれるものに属しますが、法整備支援に全くほかの支援手法がないというわけではないです。非常に数が少ないものの、ハードインフラの支援も存在します。かなり昔に、法務省の官房設備課、すなわち刑務所の建設を担う部署が、タイのシリントン少年院というかなり大きな少年院の設計から少年院内の機能強化まで、いろいろなことを支援したという経験があります。これがおそらく法務省の行ったハードインフラ支援としては唯一

ではないかと思えます。ただ、外国のドナーなど特に裕福なところは、刑務所や裁判所を丸ごと一つ建設したり、施設内の設備やコンピューターを整備したりすることもあります。それほど大きな規模ではなかったと思えますが、今のベトナム裁判所の研修所は韓国が建設したものだと思えます。韓国は IT が強いのでその方面を生かして支援をしています。

いろいろな手法があるので一概には言えませんが、それぞれの手法には長所、短所があります。簡単に触れると、例えば、相手国の人たちに日本に来てもらい研修するいわゆる本邦研修があります。この研修では、日本の実務を見てもらいます。ただ話を聞くだけでなく、実際にどう動いているのかということその目で見てもらうことができるし、日本の学者や、実務家である裁判官、検察官、弁護士などいろいろな人の話を一度に聞けます。このような利点がある反面、100人も200人も一度に呼ぶわけにはいかないので、どうしても人数が限られてしまいます。また、場合によっては来た人だけの知識になってしまいます。その知識が国に帰って広まればいいですが、残念ながらその人がその知識を自分だけのものにしてしまっただけで、自分の出世の道具には使うけれども、あまり広めようとしなないといったこともなくはないため、そのようなリスクも存在します。

その正反対が現地でのセミナーやワークショップです。これは逆に日本側が現地の状況を肌で感じることができるというメリットがあり、また現地のほうが、人がたくさん参加できるというメリットもあります。しかし、これは時間が限られます。長いものでせいぜい1週間ほどのため、一度に多くのインプットをすることができなかつたり、現地に渡航できる人数が限られたりと、部分的な知識しか提供できません。ワーク

シヨップの回数が多いのはこのためです。何度も繰り返してやらなければならないということが、若干のデメリットかもしれません。

このようにそれぞれの手法によってメリット、デメリットいろいろありますが、国の事情やそのとき的情勢、そして一番大事なのが何をするのか、それによって、これらの手法を調整し組み合わせます。ひとつの手法で行っているところはあまりなく、いろいろなものを組み合わせて行っているというのが実際のところではあります。

■国際化の中で日本の法曹養成に求められていること

以上で、なぜ日本が法整備支援をやり始めたのか、そしてどんなことをやっているのかという話を終えて、次に、国際化の中で日本の法曹養成に求められることは何かという話です。これから話すことはあくまでも個人的な感想で、良い子は真似しないでいただきたいのですが、その答えは先ほど三ヶ月先生が言われていたことです。繰り返しになりますが、三ヶ月先生は、日本の法律家の縦割状況を脱却して普遍的なリーガル・プロフェッションのあり方に迫ることが求められるようにならざるを得ないとおっしゃっています。私の理解するところによれば、これは、これまで発展させ培ってきた日本の法制度や法律学、法律実務を捨てて、国連はこう言っているからと、いきなりグローバルなスタンダードに飛びつけといった話ではありません。そのような話では決してないです。

振り返ってみると、明治を経て形成された日本の法制度、法律実務というものは、その根源においてかなり普遍的なものを持っており、グローバルなものを包摂しているのではないかと思います。これはやはり偉大なる明治の遺産です。日本の当時の法制度を作り上げた最初の人たちは、実はわれわれが驚くほどいろいろな国の、あるいはいろいろな所の

ルールや憲法、刑法、民法を見えています。皆さんが学校で習うのはフランス法とドイツ法、そして戦後はアメリカ法といったところでしょうか。その人たちが見ているのはものすごいです。オーストリア法やスイス法などもかなり見えていますし、当然イギリス法もあり、ものすごく細かいところまで、いろいろなところを見えています。

そして、内田貴先生がお書きになった最近の本の『法学の誕生—近代日本にとって「法」とは何であったか』（筑摩書房、2018年）には、それが儒学の上に成り立っていると書かれています。考えてみれば、儒学の本は、ある意味法律とは全く違いますが、一つのルール、社会の規範について書かれています。ですから、ある意味で、ものすごく広い知識を基に、明治の人たちは日本法を作り上げてきたわけです。そのような日本法がグローバルではないはずがないのです。全く100%グローバルだとは言いませんが、相当な程度グローバルなものを包摂していると思います。

ところが、最近その土台の部分が忘れられてしまっていないか、というのが私の内心危惧するところです。実務家や若手の検察官を見ていると、目の前の事件を自己に都合よく解決しようとして、その小手先の技術に頼っていたり、学生さんを見ていると、試験対策で最も効率的に正解を求めることばかりを考えていたりしないですか、ということです。名古屋大学の学生さんはそんなことないと思いますが、そして、学者の先生方も失礼ながら、一部の先生たちだけですが、社会全体から見るとその議論は何のためにあるのかというような、些細なことについて議論をされています。それについての理論的正当性といった話になってしまっていて、大本の部分はどこにいったのかというようなところが、少し私でも気になるところです。

私の学生時代の話をご参考にしましょう。私は法政大学の出身です。もう40年、41年前になりますが、法政大学の2年生でした。法政大学は1年生では法律科目を受講させてくれません。2年生から、しかも民法Ⅰだけです。その民法総論の授業で、もうお亡くなりになられた、有名な民法の先生である須永醇先生が、「日本民法は、皆さんが仲良く暮らしている限り、そこに介入はいたしません」と言われました。これは見事に自由主義社会の民法というか、その性質、あるべき姿を表していたと思います。この話を、当時まだ生きていた私の祖母にしたところ、教養のあった祖母には、「それはものすごく偉い先生だと思いなさい」と言われました。つまり、本質はそこなのだということを、びしりと教えられるということです。

そういったところが今はなくなってしまっているのかなと気になります。そこで、基本的なもの、そういったところに立ち返ってみると、やはり普遍性というものがその辺りにあるのではないかと思います。教える側も勉強する側も、今の日本の法律学や法制度、実務など、基本的なところをもう一度見直してみて、それによって視野を広くすることができるのではないのでしょうか。それができれば、他の法域の制度やグローバル・スタンダードというものを理解して、そして実践できる法律家というものが、おのずと生まれてくるような気ががします。ですから、あくまでも私の個人的見解ですが、やはり、読み書きそろばんのような、一番根本的なところをもう一度しっかりおさらいするというのが、この法曹養成には求められているのではないかと私は思います。

■アジア各国で求められる法律家

では、最後にアジア各国はどうかという話です。これは今話した

日本の状況より、もっと悪いと言えます。アジア各国でも裁判官や検察官がいるし、ビジネスの世界では現地の弁護士がいらっしゃり、今、相当育っています。ベトナムでも相当育っているし、カンボジアやラオス辺りはまだかもしれませんが、他のところでは立派な弁護士がたくさんいて、リーガルサービスはきちんと提供されます。ところが、こういった方々は、かなり偉い人であっても、基本的なところを分かっている場合が少ないのです。例えば、「あなたの国にはこのような制度がありますが、そもそもなぜこのような制度があるのですか」という質問をした時、それに答えてくれる人は非常に少ないです。日本だと、分かりやすい制度であれば、少し法律を勉強した人は「これこれ、こういうことです」というような説明ができるはずですが、ところが、アジア各国では「なぜそのようなことを聞くのか」といった顔をされ、「いや、それがこの国の法律なのだから」という答えしか返って来ないです。

しかし、これでは問題があります。例えば、ある官庁が憲法や法律などを無視して、勝手に自分のところの省令を作っても、それを直せません。なぜなら、基本的なところを分かっていないからです。ですから、「このような省令があります、このような法律があります」「はい、そうですね。いや、矛盾していますね。困りましたね」で終わってしまうのです。おそらく係官は省令のほうを見ているため、省令に従っておこうという話になってしまいます。基本的なところがないために、こういったところでいろいろな不都合を起こすのではないかという感じがして、やはりこのような状態だと、失礼ながら、その国の法制度の発展というのは難しいのではないかというように思います。

なぜそのような状況になっているのかと考えると、彼らの不勉強のせいではない気がします。というのも、勉強したくても不可能である場合も

多いからです。勉強すべき客体が存在しないか、あるいは存在していても曖昧模糊としているか、少し理解しがたいような状態になっています。その何を勉強すべきなのか、そして何を教えるべきなのか、その学問の内容を誰も整理していないし、本にもしてくれていないです。

現在インドネシアに行っている専門家に、先日聞いた話によれば、ここでは法律の教科書はゼロだそうです。法律の教科書と呼べるようなものはないそうです。本当かどうかは分かりませんが、現地にいる方が言うほどですから、あったとしても恐ろしく少ないということでしょう。日本であれば、学生さんが、だいたい1日か半日アルバイトすれば非常に良い本が買えます。偉大な学者の先生の名著が買えます。高い本であれば1万円ほどする本もあるかもしれませんが、ほとんどのきちんとした教科書であれば3000円、4000円、5000円ほどで買えるのではないのでしょうか。そこに大事なことが全て書いてあるわけです。ところが、アジア各国では、お金を出しても『民法提要』や『刑法綱要』といったものは買えません。ですから、一番大事な基礎知識のようなものが全く引き継がれず、そのままになってしまっています。これはやはり相当大きな障害になるのではないかと考えています。

基礎知識の形成なしに、このような自国の法律整備をしていくというのは不可能です。せいぜいできるのは、国連などが「これがグローバル・スタンダードです」、「モデル法があります。これを使ってください」といって、置いていったものをそのまま使うということです。ですが、これでは成功しないことは皆さんご存じのとおりです。

ですから、論理の飛躍がありますが、きちんとした教科書が必要なのです。それは、特定の学校が使っている教科書というのではなく、いわゆる基本書というべきものでもいいですが、とにかく入手できるべ

シックなものです。細かいものは結構売っています。例えば、ほとんどは法令を並べたものばかりでしょうが、ビジネスマンを対象に売っている、投資関係の法令はこうなっていますというような本はあります。ですが、その国の法の根本はどうなっているのか、基本はどうなっているのかといったことを書いている本はほとんどありません。ですから、それはやはり法律家が書かざるを得ないわけです。

法律家というのは、学者も含めた広義の意味で言っていますが、やはり、アジア各国には教科書を書ける法律家がまず何をもっても必要だと思えます。これが結局、判決などにも反映されます。判決の書き方や命令の書き方などにも通じるし、それがひいては判例などになっていきます。ですから、論理的にきちんと法律の分析をした上で適用して、このような結論が出るということを書ける、基本的な教科書を書ける人がまずは必要なのではないかと思います。

偉そうなことを言いましたが、私を含めて教科書がきちんと書ける検事というものが日本にはどれくらいいるのか、かなり怪しいとは思っています。検事で基本書を書いた人はいるのかという気がしますが、『捜査関係事項照会書の書き方』などという本は書いています。刑事訴訟法を書いた人はいるのか少し不安ですが、そういったことが今はやはりアジア諸国に何よりも求められているのではないのでしょうか。

このあたりで、終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。